指 導 検 査 基 準(指定共同生活援助(日中サービス支援型を含む。))

○根拠法令

「支援法」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号)

「支援法施行規則」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省令第 19 号)

「市条例第73号」=八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(令和3年八王子市条例第73号)

「障発 1206001 通知」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号)

「平 18 厚労告 523」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の 額の算定に関する基準(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号)

「障発 1031001 通知」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用 の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号)

項目	基本的な考え方(観点)	根 拠 法 令	評価区分
第1 基本方針	(1)指定共同生活援助事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して指定共同生活援助を提供するとともに、当該指定共同生活援助の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定共同生活援助を提供しているか	市条例 73 第 3 条第 1 項	С
	か。 (2)指定共同生活援助事業者は、利用者又は当該利用者である障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は利用者である障害児の保護者の立場に立った指定共同生活援助の提供に努めているか。	市条例 73 第 3 条第 2 項	В又はС
	(3) 指定共同生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行い、必要があると認められる場合には、成年後見制度の利用支援に努めるとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。	市条例 73 第 3 条第 3 項、第 4 項	С
	(4) 指定共同生活援助事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めるとともに、その事業活動を通じて障害者就労施設等(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。)の受注機会の増大に協力するよう努めているか。	市条例 73 第 3 条第 5 項、第 6 項	В

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
	(5)指定共同生活援助の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況並びに置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行っているか。さらに、日中サービス支援型の場合、常時の支援体制を確保することにより、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した生活を営めるような援助を行っているか。	市条例 73 第 220 条 (第 238 条)	B又はC
第2 人員に関する 基準		支援法第 43 条 第 1 項	
1 世話人	指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除した数以上となっている	市条例 73 第 221 条第 1 項 第 1 号	С
	か。 (日中サービス支援型においては、事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 5 で除した数以 上となっているか。)	(第 239 条第 1 項第 1 号)	
2 生活支援員	指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、(1)から(4)に掲げる数の合計数以上となっているか。 (1)障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号。以下(2)から(4)において「区分省令」という。)第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数(2)区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数(3)区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数(4)区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数	市条例 73 第 221 条第 1 項第 2 号 (第 239 条第 1 項第 2 号)	С
3 世話人及び生活 支援員の要件等	(1)世話人及び生活支援員は、障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者となっているか。 (2)世話人及び生活支援員については、指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間及び深夜の時間帯を設定するものとし、当該夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保しているか。 (3)日中サービス支援型の場合、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者(夜間及び深夜の時間帯に勤務を行う世話人又は生活支援員)を置いているか。	障発 1206001 通知 第十五 1(3)① (第十五 4(1)①) 障発 1206001 通知 第十五 1(3)② (第十五 4(1)①) 市条例 73 第 239 条第 2 項	С
4 サービス管理責 任者	指定共同生活援助事業所ごとに、(1) 又は(2) に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1) 又は(2) に掲げる数となっているか。 (1) 利用者の数が 30 以下の場合 1 人以上 (2) 利用者の数が 30 を超える場合 1 に、利用者の数が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	市条例 73 第 221 条第 1 項第 3 号 (第 239 条第 1 項第 3 号)	С

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
5 利用者数の算定	1、2及び4の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。 なお、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。	市条例 73 第 221 条第 2 項 (第 239 条第 3 項)	С
6 職務の専従	(1)1、2及び4に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら当該指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。(ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。)	市条例 73 第 221 条第 3 項 (第 239 条第 4 項)	С
	(2)日中サービス支援型の場合、従業者のうち、1人以上は、常勤となっているか。	市条例 73 第 239 条第 5 項	С
7 管理者	(1) 各指定共同生活援助事業所において、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の 他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。)	市条例 73 第 222 条第 1 項 (第 240 条(第 222 条第 1 項準用))	С
	(2)指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及 び経験を有する者になっているか。	市条例 73 第 222 条第 2 項 (第 240 条(第 222 条第 2 項準用))	С
第3 設備に関する 基準		支援法第 43 条 第 2 項	
設備	1 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあって、かつ、入所により日中及び夜間を通して指定共同生活援助を提供する施設又は病院の敷地外に設けているか。	市条例 73 第 223 条第 1 項 (第 241 条第 1 項)	С
	2 指定共同生活援助事業所は1以上の共同生活住居(サテライト型住居(当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居にあって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの(以下「本体住居」という。)と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。)を除く。以下5から7までにおいて同じ。)を有するものとなっているか。	市条例 73 第 223 条第 2 項 (第 241 条第 2 項)	С
	3 当該共同生活住居(及びサテライト型住居)の入居定員の合計は4人以上となっているか。	市条例 73 第 223 条第 2 項 (第 241 条第 2 項)	С

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
	4 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものとなっているか。 (共同生活住居とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物をいう。)	市条例 73 第 223 条第 3 項 (第 241 条第 3 項) 障発 1206001 通知 第十五 2(3)①(4(2)③)	B又はC
	5 共同生活住居ごとの入居定員は、2人以上10人以下としているか。 日中サービス支援型において、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の 支援に支障がなく、一つの建物に複数の共同生活住居を設けた場合、一つの建物の入居定員の合計 を20人以下としているか。 なお、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、共同生活住居の入居定員は2人以上 20人(市長が特に必要があると認めるときは30人)以下としているか。	市条例 73 第 223 条第 4 項 (第 265 条第 4 項、5 項)	С
	6 5の規定にかかわらず、既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときの入居定員は、2人以上30人以下(ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同じ数を上限とする。)としているか。	市条例 73 第 223 条第 5 項 (第 241 条第 6 項)	С
	7 共同生活住居は、1以上のユニット(居室及び居室に近接して設けられる利用者が相互に交流を図るための設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)を有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。	市条例 73 第 223 条第 6 項 (第 241 条第 7 項)	С
	8 ユニットごとの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。	市条例 73 第 223 条第 7 項 (第 241 条第 8 項)	С
	9 ユニットには、居室及び当該居室に近接して、利用者が相互に交流を図るための設備を設けているか。その基準は次のとおりとなっているか。 (1) 1の居室の定員は、1人とすること。 (ただし、利用者へのサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。) (2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。	市条例 73 第 223 条第 8 項 (第 241 条第 9 項)	С
	10 サテライト型住居の基準は、次のとおりとなっているか。 (1)入居定員は、1人とすること。 (2)日常生活を営む上で必要な設備を設けること。 (3)居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。	市条例 73 第 223 条第 9 項	С

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
第4 運営に関する 基準		支援法第 43 条第 2 項	
1 内容及び手続の 説明及び同意	(1)指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得ているか。	準用(第9条第1項)	ВХИС
	(2)指定共同生活援助事業者は、利用者との間で指定共同生活援助の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、 ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定共同生活援助の内容 ウ 当該指定共同生活援助の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 指定共同生活援助の提供開始年月日 オ 指定共同生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しているか。 指定共同生活援助事業者は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供する場合、利用者の承諾を得ているか。	(第 246 条準用(第 9 条第 2 項)) 社会福祉法第 77 条第 1 項 社会福祉法施行規則 第 16 条第 2 項 障発 1206001 通知 第十五 3(12)	С
2 提供拒否の禁止	指定共同生活援助事業者は、正当な理由なく、指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。なお、正当な理由がある場合とは (1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 (2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の実施地域外である場合 (3) 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定共同生活援助を提供することが困難な場合 (4) 入院治療が必要な場合 をいう。		С
3 連絡調整に対す る協力	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の利用について区市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 12 条) (第 246 条準用(第 12 条)) 障発 1206001 通知 第十五 3(12)(4(3)⑤) 準用(第三 3(4))	С

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根拠法令	評価区分
4 受給資格の確認	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する 受給者証によって、支給決定の有無及び有効期間、支給量等を確認しているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 14 条) (第 246 条準用(第 14 条))	С
5 訓練等給付費の 支給の申請に係る 援助	(1)指定共同生活援助事業者は、訓練等給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 15 条第 1 項) (第 246 条準用(第 15 条第 1 項))	С
	(2) 指定共同生活援助事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 15 条第 2 項) (第 246 条準用(第 15 条第 2 項))	С
6 心身の状況等の 把握	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 16 条) (第 246 条準用(第 16 条))	С
7 指定障害福祉サ ービス事業者等と の連携等	(1)指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 17 条第 1 項) (第 246 条準用(第 17 条第 1 項))	С
	(2) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族 に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な 連携に努めているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 17 条第 2 項) (第 246 条準用(第 17 条第 2 項))	С
8 サービスの提供の記録	(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、当該指定共同生活援助の提供 日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を記録し ているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 60 条第 1 項) (第 246 条準用(第 60 条第 1 項)) 障発 1206001 通知 第十五 3(12)(4(3)⑤) 準用 (第四 3(2)①)	B又はC

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根拠法令	評価区分
	(2) 指定共同生活援助事業者は、(1)の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定共同生活援助の提供を受けたことについて確認を受けているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 60 条第 2 項) (第 246 条準用(第 60 条第 2 項))	O
9 入退居	(1)指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。) に提供されているか。	市条例 73 第 224 条第 1 項 (第 246 条準用(第 224 条 第 1 項))	С
	(2)指定共同生活援助事業者は、入居の申込みに際しては、当該利用申込者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。	市条例 73 第 224 条第 2 項 (第 246 条準用(第 224 条 第 2 項))	С
	(3) 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助 を 行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行っているか。	市条例 73 第 224 条第 3 項 (第 246 条準用(第 224 条 第 3 項))	ВХはС
	(4)指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	市条例 73 第 224 条第 4 項 (第 246 条準用(第 224 条 第 4 項))	B又はC
10 入退居の記録の 記載等	(1) 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、当該入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項)を当該支給決定障害者の受給者証に記載しているか。	市条例 73 第 225 条第 1 項 (第 246 条準用(第 225 条 第 1 項))	ВХИС
	(2) 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。	市条例 73 第 225 条第 2 項 (第 246 条準用(第 225 条 第 2 項))	С
11 指定共同生活援 助事業者が支給決 定障害者に求める ことのできる金銭 の支払の範囲等	(1)指定共同生活援助事業者が指定共同生活援助を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が利用者の便益を直接向上させるものであり、かつ、支払を求めることが適当であるものに限られているか。 12の(1)から(3)に規定する額の他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 20 条第 1 項) (第 246 条準用(第 20 条第 1 項))障発 1206001 通知 第十五 3(12)(4(3)⑤) 準用(第三 3(10))	С

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
	(2)(1)の規定により支給決定障害者等に金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに 金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し 説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)	市条例 73 第 236 条 準用(第 20 条第 2 項) (第 246 条準用(第 20 条第 2 項))	С
	※ 指定共同生活援助事業者は、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。 ア 指定共同生活援助のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する場所であること。		
	イ 利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。		
12 利用者負担額等 の受領	(1)指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行う指定共同生活援助を提供した際は、支給決定 障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。	市条例 73 第 226 条第 1 項 (第 246 条準用(第 226 条 第 1 項))	С
	(2) 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給 決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けて いるか。	市条例 73 第 226 条第 2 項 (第 246 条準用(第 226 条 第 2 項))	С
	(3) 指定共同生活援助事業者は(1)及び(2)において支給決定障害者から支払を受ける額のほか、 当該指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用の額のうち、支給決定障害者から受け ることのできる次に掲げる費用以外の支払を受けていないか。 ア 食材料費 イ 家賃 ウ 光熱水費 エ 日用品費	市条例 73 第 226 条第 3 項 (第 246 条準用(第 226 条 第 3 項))	С
	オ アからエのほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活 において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と 認められるもの		
	※ 参照 「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」 (平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206002 号)		

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
	(4) 指定共同生活援助事業者は、(1)から(3)までに規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。	市条例 73 第 226 条第 4 項 (第 246 条準用(第 226 条 第 4 項))	С
	(5)指定共同生活援助事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得ているか。	市条例 73 第 226 条第 5 項 (第 246 条準用(第 226 条 第 5 項))	С
13 利用者負担額に 係る管理	(1) 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。)が同一の月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 156 条第 1 項) (第 246 条準用(第 156 条 第 1 項))	С
	(2)指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、当該指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 156 条第 2 項) (第 246 条準用(第 156 条 第 2 項))	С
14 訓練等給付費の 額に係る通知等	(1)指定共同生活援助事業者は、法定代理受領により指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 23 条第 1 項) (第 246 条準用(第 23 条第 1 項))	С
	(2) 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に交付しているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 23 条第 2 項) (第 246 条準用(第 23 条第 2 項))	С

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
15 指定共同生活援 助の取扱方針	(1)指定共同生活援助事業者は、共同生活援助計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況及び置かれている環境に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が画一的なものとならないよう配慮しているか。	市条例 73 第 227 条第 1 項 (第 246 条準用(第 227 条 第 1 項))	B又はC
	(2)指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、 利用者の意思決定の支援に配慮しているか。	市条例 73 第 227 条第 2 項 (第 246 条準用(第 227 条 第 2 項))	С
	(3) 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、指定共同生活援助の継続的な利用に円滑に移行することができるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。	市条例 73 第 227 条第 3 項 (第 246 条準用(第 227 条 第 3 項))	С
	(4)指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又はその 家族に対し、支援上必要な事項について、説明を行っているか。	市条例 73 第 227 条第 4 項 (第 246 条準用(第 227 条 第 4 項))	С
	(5) 指定共同生活援助事業者は、提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常に改善を図っているか。	市条例 73 第 227 条第 5 項 (第 246 条準用(第 227 条 第 5 項))	ВХСС
16 共同生活援助計 画の作成等	(1)サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に当たっては、利用者について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活、課題等の把握(アセスメント)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	市条例 73 第 236 条 準用 (第 65 条第 2 項) (第 246 条準用(第 65 条第 2 項))	С
	(2) アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。	市条例 73 第 236 条 準用 (第 65 条第 3 項) (第 246 条準用(第 65 条第 3 項))	С
	(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接を行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	市条例 73 第 236 条 準用 (第 65 条第 4 項) (第 246 条準用(第 65 条第 4 項))	С

項目	基本的な考え方(観点)	根 拠 法 令	評価区分
	(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成しているか。この場合において、当該指定共同生活援助事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携を当該共同生活援助計画の原案に含めるよう努めているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 65 条第 5 項) (第 246 条準用(第 65 条第 5 項))	B又はC
	(5) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する 指定共同生活援助の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用し て行うことができるものとする。)を開催し、前項に規定する共同生活援助計画の原案の内容につ いて意見を求めているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 65 条第 6 項) (第 246 条準用(第 65 条第 6 項))	С
	(6)サービス管理責任者は、共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して 説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 65 条第 7 項) (第 246 条準用(第 65 条第 7 項))	С
	(7)サービス管理責任者は、共同生活援助計画を作成した際には、当該計画を利用者及び指定特定 相談支援事業者等に交付しているか。	市条例 73 第 236 条 準用 (第 65 条第 8 項) (第 246 条準用(第 65 条第 8 項))	С
	(8) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて、共同生活援助計画の変更を行っているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 65 条第 9 項) (第 246 条準用(第 65 条第 9 項))	С
	(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的 に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ア 定期的に利用者に面接すること。 イ 定期的にモニタリングを行い、その結果を記録すること。	市条例 73 第 236 条 準用(第 65 条第 10 項) (第 246 条準用(第 65 条第 10 項))	С
	(10) 共同生活援助計画に変更のあった場合、(1)から(7)に準じて取り扱っているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 65 条第 11 項) (第 246 条準用(第 65 条第 11 項))	С

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
17 サービス管理責 任者の責務等	 (1)サービス管理責任者は、16で規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ア 利用者の申込みに際し、利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況その他必要な事項を把握すること。 イ 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 ウ 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。 エ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 	市条例 73 第 228 条第 1 項 (第 246 条準用(第 228 条 第 1 項))	С
	(2)サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。	市条例 73 第 228 条第 2 項 (第 246 条準用(第 228 条 第 2 項))	В
18 相談及び援助	指定共同生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、 利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 67 条) (第 246 条準用(第 67 条))	B又はС
19 介護及び家事等	(1)介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、 必要な技術をもって行っているか。	市条例 73 第 229 条第 1 項 (第 243 条第 1 項)	С
	(2) 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者及び指定共同生活援助事業所の従業者が共同で行うよう努めているか。	市条例 73 第 229 条第 2 項 (第 243 条第 2 項)	В
	(3) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護及び家事等(日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)の援助を受けさせていないか。	市条例 73 第 229 条第 3 項 (第 243 条第 4 項)	С
	(4)日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させているか。	市条例 73 第 243 条第 3 項	С

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
20 社会生活上の便 宜の供与等	(1)日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行っているか。	市条例 73 第 244 条第 1 項	С
	(2) 指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。	市条例 73 第 230 条第 1 項 (第 244 条第 2 項)	В
	(3) 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対して当該利用者が行うべき手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行っているか。	市条例 73 第 230 条第 2 項 (第 244 条第 3 項)	С
	(4) 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会の確保に努めているか。	市条例 73 第 230 条第 3 項 (第 244 条第 4 項)	В
21 協議の場の設置等	(1)日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供 に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っ ているか。	市条例 73 第 245 条第 1 項	С
	(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	市条例 73 第 245 条第 2 項	С
	(3)日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けているか。	市条例 73 第 245 条第 3 項	С
	(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(2) の報告、要望、助言等についての記録 を作成するとともに、当該記録を公表しているか。	市条例 73 第 245 条第 4 項	С
	(5)(2)から(4)までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるのもの((6)に規定するものを除く。)を講じている場合には、適用しない。	市条例 73 第 245 条第 5 項	С

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
	(6)日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、協議会等に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び(2)の報告、要望、助言等の内容又は(5)の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	市条例 73 第 245 条第 6 項	С
	(7) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(6)の協議会等における報告、評価、要望、 助言等についての記録を整備しているか。	市条例 73 第 245 条第 7 項	С
22 緊急時の対応	指定共同生活援助事業所の従業者は、現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	市条例 73 第 236 条 準用 (第 28 条) (第 246 条準用(第 28 条)) 障発 1206001 通知第十五 3(12)(4(3)⑤)準用(第三 3 (17))	С
23 支給決定障害者 に関する区市町村 への通知	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。 (1)正当な理由なく、指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。 (2)偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。	市条例 73 第 236 条 準用 (第 95 条) (第 246 条準用(第 95 条))	B又はC
24 管理者の責務	(1)指定共同生活援助事業所の管理者は、当該指定共同生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 73 条第 1 項) (第 246 条準用(第 73 条第 1 項))	ВХはС
	(2) 指定共同生活援助事業所の管理者は、当該指定共同生活援助事業所の従業者に、市条例 73 第 14 章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	市条例 73 第 236 条 準用 (第 73 条第 2 項) (第 246 条準用(第 73 条第 2 項))	С

項目	基本的な考え方(観点)	根 拠 法 令	評価区分
25 運営規程	指定共同生活援助事業者は、各指定共同生活援助事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 (1)事業の目的及び運営の方針 (2)従業者の職種、員数及び職務の内容 (3)入居定員 (4)指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 (5)入居に当たっての留意事項 (6)緊急時等における対応方法 (7)非常災害対策 (8)事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 (9)虐待の防止のための措置に関する事項 (10)緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合の手続 (11)その他事業の運営に関する重要事項	市条例 73 第 231 条 (第 246 条準用(第 231 条))	B又はC
26 勤務体制の確保 等	(1)指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供することができるよう、各指定共同生活援助事業所において、従業者の勤務の体制を定めてあるか。また、世話人、生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を明確にしているか。	市条例 73 第 232 条第 1 項 (第 246 条準用(第 232 条 第 1 項)) 障発 1206001 通知 第十五 3(8)①	С
	(2)(1)の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しているか。	市条例 73 第 232 条第 2 項 (第 246 条準用(第 232 条 第 2 項))障発 1206001 通 知第十五 3(8)①	С
	(3)指定共同生活援助事業者は、各指定共同生活援助事業所において、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しているか。(ただし、当該指定共同生活援助事業者が指定共同生活援助の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。)	市条例 73 第 232 条第 3 項 (第 246 条準用(第 232 条 第 3 項))	С
	(4)(3)ただし書の規定により指定共同生活援助を提供する場合にあっては、指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。	市条例 73 第 232 条第 4 項 (第 246 条準用(第 232 条 第 4 項))	С
	(5) 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定共同生活援助事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。	市条例 73 第 232 条第 5 項 (第 246 条準用(第 232 条 第 5 項)) 障発 1206001 通知 第十五 3(8)③	B又はC

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
	(6)指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する視点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	市条例 73 第 232 条第 6 項 (第 246 条準用(第 232 条 第 6 項))	С
27 業務継続計画の 策定等	(1)指定共同生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 34 条第 1 項) (第 246 条準用(第 34 条第 1 項))	С
	(2)指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な 研修及び訓練を定期的に実施しているか。	市条例 73 第 236 条 準用 (第 34 条第 2 項) (第 246 条準用(第 34 条第 2 項))	С
	(3)指定共同生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	市条例 73 第 236 条準用 (第 34 条第 3 項)(第 246 条準用(第 34 条第 3 項))	С
28 支援体制の確保	指定共同生活援助事業者は、利用者の心身の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援の体制を確保しているか。	市条例 73 第 233 条 (第 246 条準用(第 233 条)	С
29 定員の遵守	指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットごとの入居定員並びに居室の定員を超えて 入居させていないか。 (ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)	市条例 73 第 234 条 (第 246 条準用(第 234 条)	С
30 非常災害対策	(1)昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件(※)を満たす建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者は、耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告しているか。 ※ 階数2及び延床面積5,000㎡以上の社会福祉施設等 若しくは階数2及び延床面積1,500㎡以上の保育所	建築物の耐震改修の促進 に関する法律附則第3条、 同法第5条第3項第1号、 同法施行令附則第2条、 同法施行令第3条	В

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
	(2)昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物(既存耐震不適格建築物)の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。	建築物の耐震改修の促進 に関する法律第16条第1 項、第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進 に関する法律施行令第3 条	В
	(3)指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制、地域との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、それらを定期的に従業者、利用者及び利用者の家族等に周知しているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 77 条第 1 項) (第 246 条準用(第 77 条第 1 項))	B又はC
	(4) 指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 77 条第 2 項) (第 246 条準用(第 77 条第 2 項))	B又はC
31 衛生管理等	(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 97 条第 1 項) (第 246 条準用(第 97 条第 1 項))	С
	(2)指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、 又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ア 当該指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 イ 当該指定共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ウ 当該指定共同生活援助事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	市条例 73 第 236 条 準用(第 97 条第 2 項) (第 246 条準用(第 97 条第 2 項))	C
32 協力医療機関等	(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	市条例 73 第 235 条第 1 項 (第 246 条準用(第 235 条 第 1 項)	С

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
	(2) 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めているか。	市条例 73 第 235 条第 2 項 (第 246 条準用(第 235 条 第 2 項)	С
	(3)指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関((4)において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。(4)において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めているか。	市条例 73 第 235 条第 3 項 (第 246 条準用(第 235 条 第 3 項)	В
	(4) 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、 当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っている か。	市条例 73 第 235 条第 4 項 (第 246 条準用(第 235 条 第 4 項)	С
33 掲示	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、30の協力医療機関等、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ただし、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、掲示に代えることができる。	市条例 73 第 236 条 準用(第 99 条) (第 246 条準用(第 99 条)	B又はC
34 秘密保持等	(1)管理者及び指定共同生活援助事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者 又はその家族の秘密を漏らしていないか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 38 条第 1 項) (第 246 条準用(第 38 条第 1 項))	С
	(2) 指定共同生活援助事業者は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 38 条第 2 項) (第 246 条準用(第 38 条第 2 項))	B又はC
	(3) 指定共同生活援助事業者は、他の指定共同生活援助事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	市条例 73 第 236 条 準用 (第 38 条第 3 項) (第 246 条準用(第 38 条第 3 項))	С

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
35 情報の提供等	(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、実施する事業の内容について情報の提供を行うよう努めているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 39 条第 1 項) (第 246 条準用(第 39 条第 1 項))	С
	(2) 指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 39 条第 2 項) (第 246 条準用(第 39 条第 2 項))	ВХИС
36 利益供与等の禁 止	(1) 指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 40 条第 1 項) (第 246 条準用(第 40 条第 1 項))	С
	(2) 指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	市条例 73 第 236 条 準用 (第 40 条第 2 項) (第 246 条準用(第 40 条第 2 項))	С
37 苦情解決	(1)指定共同生活援助事業者は、利用者又はその家族からの指定共同生活援助に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。	市条例 73 第 236 条準用 (第 41 条第 1 項)(第 246 条準用(第 41 条第 1 項))	B又はC
	(2) 指定共同生活援助事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 41 条第 2 項) (第 246 条準用(第 41 条第 2 項))	С
	(3) 指定共同生活援助事業者は、提供した指定共同生活援助について、支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市条例 73 第 236 条 準用 (第 41 条第 3 項) (第 246 条準用(第 41 条第 3 項))	С

項目	基本的な考え方(観点)	根 拠 法 令	評価区分
	(4) 指定共同生活援助事業者は、提供した指定共同生活援助について、支援法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事 (指定都市にあっては、指定都市の市長) が行う報告若しくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力し、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 41 条第 4 項) (第 246 条準用(第 41 条第 4 項))	С
	(5) 指定共同生活援助事業者は、提供した指定共同生活援助について、支援法第48条第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力し、当該市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 41 条第 5 項) (第 246 条準用(第 41 条第 5 項))	С
	(6)指定共同生活援助事業者は、都道府県知事、市町村又は区市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は区市町村長に報告しているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 41 条第 6 項) (第 246 条準用(第 41 条第 6 項))	С
	(7) 指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第83条の規定による運営適正化委員会が行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 41 条第 7 項) (第 246 条準用(第 41 条第 7 項))	С
38 事故発生時の対 応	(1)指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 42 条第 1 項) (第 246 条準用(第 42 条第 1 項))	С
	(2) 指定共同生活援助事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録をしているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 42 条第 2 項) (第 246 条準用(第 42 条第 2 項))	С
	(3)指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。	市条例 73 第 236 条準用 (第 42 条第 3 項)(第 246 条準用(第 42 条第 3 項))	С
	(4) 指定共同生活援助事業者は、(3)の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 42 条第 4 項) (第 246 条準用(第 42 条第 4 項))	С

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
39 虐待の防止	指定共同生活援助事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ア 当該指定共同生活援助事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 イ 当該指定共同生活援助事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ウ 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	市条例 73 第 236 条 準用(第 43 条) (第 246 条準用(第 43 条))	С
40 会計の区分	指定共同生活援助事業者は、各指定共同生活援助事業所において経理を区分するとともに、指定共同生活援助の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 44 条) (第 246 条準用(第 44 条))	С
41 身体的拘束等の 禁止	(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 37 条第 1 項) (第 246 条準用(第 37 条第 1 項))	С
	(2)(1)の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合であるか。 ア 利用者又は他の利用者の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 イ 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための 手段がないこと。 ウ 身体的拘束等が一時的なものであること。	市条例 73 第 236 条 準用(第 37 条第 2 項) (第 246 条準用(第 37 条第 2 項))	С
	(3) 指定共同生活援助事業者は、身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ指定する複数の者をもって構成する組織体での判断を必要とし、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録しているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 37 条第 3 項) (第 246 条準用(第 37 条第 3 項))	С
	(4) 指定共同生活援助事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	市条例 73 第 236 条 準用(第 37 条第 4 項) (第 246 条準用(第 37 条第 4 項))	С

	項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
42	地域との連携等	(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。	市条例 73 第 228 条の 2 第 1 項	С
		(2) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けるよう努めているか。	市条例 73 第 228 条の 2 第 2 項	В
		(3) 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けるよう努めているか。	市条例 73 第 228 条の 2 第 3 項	В
		(4) 指定共同生活援助事業者は、(2) の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するよう努めているか。	市条例 73 第 228 条の 2 第 4 項	В
		※(2)から(4)までの規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。		
43	記録の整備	(1) 指定共同生活援助事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	市条例 73 第 236 条 準用(第 81 条第 1 項)	В
		(2) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しているか。 ア 16に規定する共同生活援助計画 イ 8に規定する指定共同生活援助の提供の記録 ウ 23に規定する区市町村への通知に係る記録 エ 41に規定する身体的拘束等の記録 オ 37に規定する苦情の内容等の記録 カ 38に規定する事故の状況及び処置についての記録	市条例 73 第 236 条 準用(第 81 条第 2 項)	B又はС

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
第5 届出等			
1 変更の届出	 (1) 指定共同生活援助事業者は、支援法施行規則第34条の23第1項第13号に掲げる事項(支援法施行規則第34条の19第1項第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第5号、第7号、第8号、第13号から第15号まで及び第17号で掲げる事項)に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 ※ 指定共同生活援助事業者が変更の届出を要する事項 ア 事業所の名称及び所在地 イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ウ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 エ 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 カ 運営規程 キ 第4の32の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 (第4の32(2)に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。) ク 第4の28の関係機関との連携その他の適切な支援体制の概要 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項 2 役員の氏名、生年月日及び住所 (2)(1)の届出であって、共同生活援助の利用者の定員の増加に伴う場合、当該外部サービス利用型共同生活援助に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行っているか。 	支援法第 46 条 第 1 項 支援法施行規則第 34 条の 23 第 1 項第 13 号、第 2 項 支援法施行規則 第 34 条の 19 第 1 項	B又はC
2 業務管理体制の整備	(1)指定共同生活援助事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法又は支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。 ア 指定を受けている事業所及び施設の数が1以上20未満の指定事業者等 (ア)法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)を選任しているか。 イ 指定を受けている事業所及び施設の数が20以上100未満の指定事業者等 (ア)法令遵守責任者を選任しているか。 (イ)業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ウ 指定を受けている事業所及び施設の数が100以上の指定事業者等 (ア)法令遵守責任者の選任をしているか。 (イ)業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ)業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。	支援法第 42 条 第 3 項 支援法第 51 条の 2 第 1 項 支援法施行規則 第 34 条の 27	C

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
	(2) 指定共同生活援助事業者(指定に係る事業所又は施設が八王子市域のみに所在する指定事業者等)は、八王子市長に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。また、届出書には以下の事項が記載されているか。 ア 指定事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所及び施設の数が20以上の指定事業者等に限る。) エ 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所及び施設の数が100以上の指定事業者等に限る。) また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。	支援法第 51 条の 2 第 2 項 支援法施行規則 第 34 条の 28	C
第6 訓練等給付費 の算定及び取扱 い		支援法第 29 条 第 3 項	
1 基本事項	(1) 指定共同生活援助に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第15により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。ただし、その額が現に当該指定共同生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定共同生活援助事業に要した費用の額となっているか。 (2)(1)の規定により、指定共同生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平 18 厚労告 523 の一平 18 厚労告 539	C

項	目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
2 共同/	生活援助サ	(1) 共同生活援助サービス費については、障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の利用者にあっては、当該地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を開始した日において、精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。(3)において同じ)に対し、指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚労告 523 の二 平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の注 1	С
		(2) 令和9年3月31日までの間、市条例73附則5又は6の規定の適用を受ける利用者に対し、指定 共同生活援助を行った場合にあっては、(1)にかかわらず、所定単位数を算定しているか。 ただし、これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以 上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の注 2	
		(3) 共同生活援助サービス費(Ⅱ) については、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、指定共同生活援助(1回当たり連続 30 日以内のものに限る。) を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年 50 日以内に限り、1 日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の注 3	

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
	(4) 共同生活援助サービス費((2) に規定する場合を含む。)の算定に当たって、共同生活援助サービス費(I)から(II)までについては、次のアからオまでのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。また、ウ及びオに該当する場合は、ウに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。ア 従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の十の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合同表の下欄に掲げる割合イ指定共同生活援助の提供に当たって、共同生活援助計画が作成されていない場合作成されていない期間が3月以上の場合100分の70作成されていない期間が3月以上の場合100分の50中、共同生活住居の入居定員が8人以上である場合100分の95年共同生活住居の入居定員が21人以上である場合100分の93イー体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員を含む。)の合計数が21人以上である場合100分の95		
	(5) 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(情報公表未報告減算)		
	(6)第4の27(1)に規定する基準を満たしていない場合に、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(業務継続計画未策定減算)	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の注 6	
	(7)第4の41(3)及び(4)に規定する基準を満たしていない場合に、所定単位数の100分の10 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(身体拘束廃止未実施減算)	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の注 7	
	(8) 第4の39に規定する基準を満たしていない場合に、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(虐待防止未実施減算)	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の注 8	
	(9)利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間(居宅介護を受けている間((2)の適用を受けている間に限る。)及び重度訪問介護を受けている間((2)の適用を受けている間に限る。)を除く。)に、共同生活援助サービス費を算定していないか。		
3 日中サービス支 援型共同生活援助 サービス費	(1)日中サービス支援型共同生活援助サービス費については、障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。(5)において同じ。)((5)に規定する障害者を除く。)に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 1	С

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
	(2)日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、所定単位数に代えて、それぞれ1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、(4)に規定する単位数を算定している場合に、算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 2	
	(3) 令和9年3月31日までの間、市条例73附則5又は6の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合にあっては、それぞれ1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 3	
	(4) 令和9年3月31日までの間、市条例73附則5又は6の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、それぞれ1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 4	
	(5) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(II) については、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 5	
	(6)日中サービス支援型共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定 共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共同生活住居以外の場所で過ごす ものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助(1回当たり連続30日以内のものに限る。) を提供した場合に、所定単位数に代えて、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所 定単位数を算定しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 6	
	(7)日中サービス支援型共同生活援助サービス費((2)から(4)まで及び(6)に規定する場合を含む。)の算定に当たって、次のアからエまでのいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 7	

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
	ア 従業者の員数が平成 18 年厚生労働省告示第 550 号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の十の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合 1中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たって、日中サービス支援型共同生活援助計画が作成されていない場合 作成されていない期間が 3 月未満の場合 100 分の 70 作成されていない期間が 3 月以上の場合 100 分の 50 ウ 共同生活住居の入居定員が 21 人以上である場合 100 分の 93 エ 一体的な運営が行われている共同生活住居(ウに該当する共同生活住居を除く。)の入居定員の合計数が 21 人以上である場合 100 分の 95		
	(8) 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(情報公表未報告減算)		
	(9)第4の27(1)に規定する基準を満たしていない場合に、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(業務継続計画未策定減算)	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 9	
	(10) 第4の41(3)及び(4)に規定する基準を満たしていない場合に、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(身体拘束廃止未実施減算)(11) 第4の39に規定する基準を満たしていない場合に、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(虐待防止未実施減算)	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の 注 10 平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の 注 11	
	(12)利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間(居宅介護を受けている間((3)及び(4)の適用を受けている間に限る。)及び重度訪問介護を受けている間((3)及び(4)の適用を受けている間に限る。)を除く。)に、共同生活援助サービス費を算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の 注 12	
4 退居後共同生活援助サービス費	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定共同生活援助事業所の従業者が、当該指定共同生活援助事業所を退居した利用者(入居中に当該利用者に対する支援について 18 (1) の自立生活支援加算(I)) を算定していた者に限る。)に対し、当該利用者の居宅を訪問して指定共同生活援助を行った場合に、当該退居の日の属する月から3月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定しているか。 ただし、3月を超えて引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、退居の日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の 3 の 注	С
5 人員配置体制加算	(1)人員配置体制加算(I) 第2の1及び2により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員(以下この第6の5において「世話人等」という。)に加え、特定従業者数換算方法(事業所の従業者の勤務延べ時間数を四十時間で除することにより、当該事業所の従業者の員数を当該加算の算定に当たり必要な世話人等の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、利用者の数を十二で除して得た数以上	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 3 の 2 の 注 1	B又はC

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
	の世話人等が配置されている指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合(一時的に体験的な利用が必要と認められる障害者に対して行う場合を除く。以下この第6の5において同じ。)に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。		
	(2)人員配置体制加算(Ⅱ) 第2の1及び2により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人等に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を三十で除して得た数以上の世話人等が配置されている指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 3 の 2 の 注 2	
	(3)人員配置体制加算(Ⅲ) 第2の1及び2により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人等に加え、特定従業者数換算方 法で、利用者の数を十二で除して得た数以上の世話人等が配置されている指定共同生活援助事業所 において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第 2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位 数(これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上であ る場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。)を加算しているか。た だし、(1)又は(2)を算定している場合は、算定しない。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 3 の 2 の 注 3	
	(4)人員配置体制加算(IV) 第2の1及び2により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人等に加え、特定従業者数換算方 法で、利用者の数を三十で除して得た数以上の世話人等が配置されている指定共同生活援助事業所 において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第 2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位 数(これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上であ る場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。)を加算しているか。た だし、(1)から(3)までを算定している場合は、算定しない。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 3 の 2 の 注 4	
	(5)人員配置体制加算(V) 第2の1及び2により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人等に加え、特定従業者数換算方 法で、利用者の数を七・五で除して得た数以上の世話人等が配置されている日中サービス支援型指 定共同生活援助事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供 を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 3 の 2 の 注 5	
	(6)人員配置体制加算(VI)第2の1及び2により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人等に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を二十で除して得た数以上の世話人等が配置されている日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(5)を算定している場合は、算定しない。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 3 の 2 の 注 6	
	(7)人員配置体制加算 (VII)	平 18 厚労告 523	

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
	第2の1及び2により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人等に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を七・五で除して得た数以上の世話人等が配置されている日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(5)又は(6)を算定している場合は、算定しない。	別表第15の1の3の2の注7	
	(8)人員配置体制加算(Ⅲ) 第2の1及び2により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人等に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を二十で除して得た数以上の世話人等が配置されている日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(5)から(7)までを算定している場合は、算定しない	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 3 の 2 の 注 8	
	(9)人員配置体制加算(IX) 第2の1及び2により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人等に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を七・五で除して得た数以上の世話人等が配置されている日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数(これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。)を加算しているか。ただし、(5)から(8)までを算定している場合は、算定しない。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 3 の 2 の 注 9	
	(10)人員配置体制加算(X) 第2の1及び2により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人等に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を二十で除して得た数以上の世話人等が配置されている日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数(これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。)を加算しているか。ただし、(5)から(9)までを算定している場合は、算定しない。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 3 の 2 の 注 10	
	(11)人員配置体制加算(XI) 第2の1及び2により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人等に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を七・五で除して得た数以上の世話人等が配置されている日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数(これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。)を加算しているか。ただし、(5)から(10)までを算定している場合は、算定しない。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 3 の 2 の 注 11	

項目	基本的な考え方(観点)	根 拠 法 令	評価区分
	(12)人員配置体制加算(XII) 第2の1及び2により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人等に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を二十で除して得た数以上の世話人等が配置されている日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数(これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。)を加算しているか。ただし、(5)から(11)までを算定している場合は、算定しない。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 3 の 2 の 注 12	
6 福祉専門職員配 置等加算	(1) 福祉専門職員配置等加算(I) 世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。		B又はC
	(2) 福祉専門職員配置等加算(II) 世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 また、(1)を算定している場合に、算定していないか。		
	(3) 福祉専門職員配置等加算 (Ⅲ) 次のア又はイのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。また、(1)又は(2)を算定している場合に、算定していないか。ア 世話人又は生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。イ 世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 4 の注 3	

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
7 視覚・聴覚言語 障害者支援体制加 算	(1) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I) 視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。(2)において同じ)が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 4 の 2 の注 1	B又はC
	(2) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(II) 視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数が、当該指定共同生活援助等の利用 者の数に 100分の 30 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性 を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2に定める人員配置 に加え、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助等の利用者の数を 50 で除して得た数以上配 置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共 同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 4 の 2 の注 2	
8 看護職員配置加算	第2に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道 府県知事に届け出た指定共同生活援助等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき 所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 4 の 3 の注	B又はC
9 高次脳機能障害者支援体制加算	脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害であることが認められた利用者の数が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に 100 分の30 を乗じて得た数以上であって、法第 78 条第 3 項に規定する地域生活支援事業として行われる研修(高次脳機能障害支援者養成に関する研修に限る。) 又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、専ら高次脳機能障害者の支援に従事する従業者を、第 2 に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を 50 で除して得た数以上配置しており、その旨を公表しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 4 の 4 の注	B又はC
10 ピアサポート 実施加算	次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、法第4条第1項に規定する障害者(以下第6の10及び11において単に「障害者」という。)又は障害者であったと都道府県知事が認める者(以下第6の10及び11において「障害者等」という。)である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 4 の 5 の注	B又はC
	(1) 第6の18の自立生活支援加算(Ⅲ)を算定していること。		

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
	(2)障害者ピアサポート研修修了者を指定共同生活援助事業所の従業者として2名以上 以上のうち少なくとも1名は障害者等とする。)配置していること。	当該2名	
	(3) (2) に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定共同生活援助事業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。	業所の従	
11 退居後ピアポート実施加算	サ 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事に届け出た指定援助事業所において、障害者等である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者である その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者 じ、1月につき所定単位数を加算しているか。	るものが、 別表第15の1の4の6	B又はC
	(1) 第6の4の退居後共同生活援助サービス費を算定していること。		
	(2)障害者ピアサポート研修修了者を指定共同生活援助事業所の従業者として2名以上(以上のうち少なくとも1名は障害者等とする。)配置していること。	当該2名	
	(3)(2)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定共同生活援助事業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。	業所の従	
12 夜間支援等 制加算	本 (1) 夜間支援等体制加算(I) 夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日定単位数を加算しているか。	活援助事 別表第15の1の5の注1	B又はC
	(2) 夜間支援等体制加算(II) 宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知 た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利 に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、(1)の算定対象となる利用者については、算定していないか。	事が認め 別表第15の1の5の注2	
	(3) 夜間支援等体制加算(Ⅲ) 夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時にの呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているも都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合につき所定単位数を加算しているか。 また、(1)又は(2)の算定対象となる利用者については、算定していないか。	のとして 別表第15の1の5の注3	
	(4) 夜間支援等体制加算 (IV) 夜間支援等体制加算 (I) を算定している指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤 間支援従事者を配置し、共同生活住居(同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事	 を行う夜 平 18 厚労告 523 者を1名 別表第 15 の 1 の 5 の注 4	

項	目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
		配置しているものに限る。)を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。		

項目	基本的な考え方(観点)	根 拠 法 令	評価区分
	(5) 夜間支援等体制加算(V) 夜間支援等体制加算(I) を算定している指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居(同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置しているものに限る。)を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。また、(4)の算定対象となる利用者については、算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 5 の注 5	
	(6) 夜間支援等体制加算(VI) 夜間支援等体制加算(I) を算定している指定共同生活援助事業所であって、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居(同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置しているものに限る。)を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。また、(4)又は(5)の算定対象となる利用者については、算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 5 の注 6	
13 夜勤職員加配加算	第2の3に定める員数の夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 5 の 2 の注	B又はC
14 重度障害者支援加算	(1)別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、平 18 厚労告 523 第 8 の 1 の注 1 に規定する利用者の支援の度合にある者(市条例 73 附則第 5 又は第 6 の規定の適用を受ける利用者を除く。)に対して指定共同生活援助等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。(重度障害者支援加算 I)	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 6 の注 1 平 18 厚労告 551 の十六の イ	В又はС
	(2) 重度障害者支援加算(I)が算定されている指定共同生活援助事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 6 の注 2	
	(3)別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、区分 4 以上に該当し、平 18 厚労告 523 第 8 の 1 の注 1 の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者(市条例 73 附則第 5 又は第 6 の規定の適用を受ける利用者を除く。)に対して指定共同生活援助等を行った場合に、 1 日につき所定単位数を加算しているか。(重度障害者支援加算(II)) また、(1)の算定対象となる利用者については、算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 6 の注 3	
	(4) 重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定共同生活援助事業所等であって、別に厚生労働 大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業		

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
	所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、更に1 日につき所定単位数に150単位を加算しているか。		
	(5) 重度障害者支援加算(I)が算定されている指定共同生活援助事業所等については、当該加算の 算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に 500 単位 を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 6 の注 5	
	(6) (2) が算定されている指定共同生活援助事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に 200 単位を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 6 の注 6	
	(7)重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定共同生活援助事業所等については、当該加算の 算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に 400 単位 を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 6 の注 7	
	(8) (4) が算定されている指定共同生活援助事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に 200 単位を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 6 の注 8	
15 医療的ケア対 応支援加算	第2に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道 府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定共 同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、14の重度障害者支援加算(I)を算定している場合に加算していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 7 の注	B又はC

項目	基本的な考え方(観点)	根 拠 法 令	評価区分
16 日中支援加算	(1)日中支援加算(I) 指定共同生活援助事業所等が、高齢又は重度の障害者(65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。)であって日中を生活共同住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。また、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に支援を行った場合は、算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 8 の注 1	B又はС
	(2) 日中支援加算(Ⅱ) 指定共同生活援助事業所等が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用 することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 8 の注 2	
17 集中的支援加算	(1)集中的支援加算(I) 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 9 の注 1	В又はС
	(2)集中的支援加算(Ⅱ) 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 9 の注 2	
18 自立生活支援加算	(1)居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者(利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。(3)を除き、以下この第6の18において同じ。)の退居に向けて、指定共同生活援助事業所の従業者が、共同生活援助計画(以下この(1)において単に「計画」という。)を見直した上で、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、計画の見直しを行った日の属する月から起算して6月以内の期間(当該利用者が退居した場合には、退居した日の属する月までの期間)に限り、1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が退居後に他の社会福祉施設等に入所することを希望している場合にあっては、算定しない。(自立生活支援加算(I))	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 2 の注 1	ВХИС
	(2)居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退居に向けて、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者が、日中サービス支援型共同生活援助計画を見直した上で、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居		

項目	基本的な考え方(観点)	根 拠 法 令	評価区分
	後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として、所定単位数を加算しているか。また、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあっては、算定していないか。(自立生活支援加算(II))		
	(3)居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退居に向けて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所が、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。(自立生活支援加算(Ⅲ))	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 2 の注 3	
	※別に厚生労働大臣が定める施設基準 ① 利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、その退居 後に一人暮らし等へ移行することを目的とした住居(移行支援住居)を1 以上有すること。② 移行支援住居の定員が2人以上7人以下であること。③ 事業所に置くべきサービス管理責任者に加え、専ら移行支援住居に入 居する利用者に対する支援に従事するサービス管理責任者であって、か つ、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものが7:1以上配置 されていること。④ 移行支援住居への入居を希望する利用者の入居に際して会議を開催し た上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。⑤ 移行支援住居の入居者に対し、住居の確保その他退居後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。		
	(4)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年第112号)第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人又は同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保しており、その旨を公表しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所であって、自立生活支援加算(I)を算定しているものにおいて、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき35単位を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 2 の注 4	
	(5) 指定共同生活援助事業所であって、自立生活支援加算(I) を算定しているものが、当該指定共同生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として、更に500単位を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 2 の注 5	
19 入院時支援特別加算	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(当該指定共同生活援助事業所等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、第2の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画等	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 3 の注	B又はC

項目	基本的な考え方(観点)	根 拠 法 令	評価区分
	に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。		
20 長期入院時支援特別加算	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(当該指定共同生活援助事業所等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、第2の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画等に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間(継続して入院している者にあっては、入院した初日から起算して3月に限る。)について、1日につき所定単位数を加算しているか。また、入院時支援特別加算が算定される月に、算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 3 の 2 の注	B叉はC

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
21 帰宅時支援加算	利用者が共同生活援助計画等に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数(外泊の初日及び最終日を除く。)の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 4 の注	В又はС
22 長期帰宅時支援加算	利用者が共同生活援助計画等に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間 (外泊の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、 1日につき所定単位数を加算しているか(継続して外泊している者にあっては、外泊した初日から起 算して3月に限る。)。 また、帰宅時支援加算が算定される期間に、算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 5 の注	B又はC
23 地域生活移行 個別支援特別加算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)、以下「医療観察法」という。)に基づく通院期間の延長を行った場合にあっては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 6 の注 平 18 厚労告 551 の十六の ロ 平 18 厚労告 556 の九	B又はC
24 精神障害者地域移行特別加算	第4の24に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、第2の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助等において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、共同生活援助計画等を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。また、23を算定している場合に、算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 6 の 2 の注	B又はС
25 強度行動障害 者地域移行特別加 算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のもののうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。また、14を算定している場合に、算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 6 の 3 の注 平 18 厚労告 551 の十六の ハ 平 18 厚労告 543 の四十 準用(四)	B又はC
26 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(I) 医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。また、8又は15を算定している場合に、算定していないか	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 1	B又はC

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根拠法令	評価区分
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ) 医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が 利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、8又は15を算定している場合に、算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 2	
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) 医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。また、8又は15を算定している場合に、算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 3	
	(4) 医療連携体制加算 (IV) 医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、8 若しくは15 又は(1)から(3)までのいずれかを算定している利用者については、算定していないか。		
	(5) 医療連携体制加算(V) 医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、8又は15を算定している場合に、算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 5	
	(6) 医療連携体制加算 (VI) 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、15 又は(1)から(4)までのいずれかを算定している場合に、算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 6	
	(7) 医療連携体制加算 (VII) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1 日につき所定単位を加算しているか。 また、8 又は 15 を算定している場合に、算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 7 平 18 厚労告 551 の十六 の二	
27 通勤者生活支 援加算	指定共同生活援助等の利用者のうち 100 分の 50 以上の者が通常の事業所に雇用されているとして 都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、主として日中において、職場での対人 関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の		B又はC

項目	基本的な考え方(観点)	根 拠 法 令	評価区分
	支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。		_
28 障害者支援施設等感染対策向上加算		平 18 厚労告 523 別表第 15 の 8 の 2 の注 1	В又はС
	イ 協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ウ 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。		
	(2) 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていることとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 8 の 2 の注 2	
29 新興感染症等 施設療養加算	利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定共同生活援助等を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 8 の 3 の注	B又はC

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
30 福祉・介護職 員処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 9 の注	B又はC
	 (1)福祉・介護職員処遇改善加算(I) 2から29までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数 (2)福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から29までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 (3)福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から29までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数 		
	 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。 ア 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 (ア) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (イ) 当該指定共同生活援助事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 (ウ) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。 (エ) 当該共同生活援助事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 (オ) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (カ) 当該指定共同生活援助事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 (カ) 当該指定共同生活援助事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 (エ) (一) 福祉・介護職員の賃金に関する計画を第定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四) (三) について、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (四) (三) について、全ての福祉・介護職員に周知していること。 	平 18 厚労告 543 の四十一準用(二)	

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
	(五)福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき 定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。(六)(五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。		
	(ク)(イ)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。		
	イ 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 アの(ア)から(カ)まで、(キ)の(一)から(四)まで及び(ク)に掲げる基準のいずれにも適合する こと。		
	 ウ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 (ア) アの(ア)から(カ)まで及び(ク)に掲げる基準に適合すること。 (イ) 次に掲げる要件のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。 a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 		
31 福祉·介護職員 等特定処遇改善加 算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 (1)福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 10 の注	B又はC
	2 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 19 に相当する単位数 (2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 2 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 16 に相当する単位数	T. 10 F. W. T. 10 C. T. 1	
	 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。 ア 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか (ア) 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 	平 18 厚労告 543 の四十二 準用(十七)	

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
	 (一)経験・技能のある障害福祉人材等のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。 (二)当該指定共同生活援助事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。 (三)障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。 (四)障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円を上回らないこと。 		
	(イ) 当該指定共同生活援助事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。		
	(ウ) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。		
	(エ) 当該指定共同生活援助事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関す る実績を都道府県知事に報告すること。		
	(オ) 共同生活援助サービス費における福祉専門職員配置等加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを 算定していること。		
	(カ) 共同生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。		
	(キ)(イ)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。		

項	目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価区分
		(ク)(キ)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表 していること。		
		イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) ア(ア)から(エ)まで及び(カ)から(ク)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		
32 福祉・ 等ベース 支援加算	アップ等	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は区市町村長に届け出た指定共同生活援助事業者等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合は、2から29までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。		В又はС
		※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。ア 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	平 18 厚労告 543 の四十二 の二 準用 (三の二)	
		イ 指定共同生活援助事業所等において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及 び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアッ プ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。		
		ウ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。		
		エ 当該指定共同生活援助事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する 実績を都道府県知事に報告すること。		
		オ 共同生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを 算定していること。		
33 福祉· 等処遇改		別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものと して都道府県知事又は区市町村長に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同 生活援助等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算し	別表第 15 の 9 の注	B又はC
		ているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算 定していないか。	平 18 厚労告 543 の四十一 準用(二)	
		(1)福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 2から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 147 に相当する単位数		

項目	基本的な考え方(観点)	根 拠 法 令	評価区分
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 2から29までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数		
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		
	2 から 29 までより算定した単位数の 1000 分の 128 に相当する単位数		
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算 (IV)		
	2 から 29 までより算定した単位数の 1000 分の 105 に相当する単位数		
	2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等		
	の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市長村長に届け出た指定共同生活		
	援助事業所等(1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定共同生活援助等		
	を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。た だし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算		
	にして、次に拘りるv・9 40mの加昇を昇足してv・る場合にめっては、次に拘りるての他の加昇は昇一 定しない。		
	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)		
	2 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 121 に相当する単位数		
	(2) 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(2)		
	2 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 124 に相当する単位数		
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)		
	2 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 118 に相当する単位数 (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)		
	2から29までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数		
	(5) 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(5)		
	2 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 98 に相当する単位数		
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)		
	2 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 95 に相当する単位数		
	(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 2から29までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数		
	(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)		
	2 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 102 に相当する単位数		
	(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)		
	2 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 93 に相当する単位数		
	(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)		
	2 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 70 に相当する単位数 (11)		
	(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 2 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 79 に相当する単位数		
	(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)		
	2 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 67 に相当する単位数		
	(13) 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(13)		
	2 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 77 に相当する単位数		
	(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)		
	2 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 51 に相当する単位数		